第６号様式（第１１条関係）

雨水貯留浸透施設

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県

この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第３０条の許可に

係る工事により設置されたものです。

施設の名称

検査済証番号

施設の容量（容量のないものにあっては、規模）及び構造の概要

山梨県知事の許可を要する行為

施設の管理者及びその連絡先

標識の設置者及びその連絡先

５０センチメートル

７０センチメートル

備考　標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難い場合は「縦１５センチメートル、横３０センチメートル」又は知事が指定する大きさとすることができる。